赤い羽根共同募金

毎年10月1日～12月31日までの3ヶ月間、町のいたるところでボランティアのみなさんと協力して募金の呼びかけを行っています。
（1月1日～3月31日に期間を延長する地域もあります）

じぶんの町を良くするしくみ

じぶんの町

集まったお金は募金された地域で使われます。
つまり**「じぶんの町を良くする活動」**のために使われているのです。
※使いみちは「はねっと」で調べられます。
(http://hanett.akaihane.or.jp/)

じぶん

あなたの募金がじぶんの町を住みやすい町にしていきます。
あなたの近くで困っている人を笑顔にしてくれます。
その嬉しい気持ちが次へとつながります。

共同募金は事前につかいみちを決める**計画**募金です

① 計画
募金を集める前に何のために募金を使うか計画！

②募金(集める)
西区のみなさまと一緒に協力して募金(あたたかい気持ち)を集める！

③助成(使う)
西区のさまざまな福祉活動のために役立てる！だぶ～♪

④報告(お礼)
どれだけ募金が集まり、何に使われたのか報告！
みんなの笑顔が広がる！だぶ～♪

神戸ウエストン　©2013神戸市西区No.30-002

税制上の優遇措置

● 個人の寄付（寄付金が2千円を超える額の場合）

① **所得税の寄付金控除額**（「所得控除」又は「税額控除」を選択。）
【所得控除】次の金額が課税対象となる所得の金額から控除されます。
寄付金額（年間所得の40%を限度とする額）- 2千円
【税額控除】次の金額が納付すべき所得税の額から控除されます。
{寄付金額（総所得金額の40%を限度とする額）- 2千円}×40%
※ただし、控除対象額は所得税額の25%が限度額となります。
※税額控除を受けるためには、確定申告時に「寄付金の領収書」と「税額控除の証明書」写しの提出が必要です。

② **住民税の寄付金控除額**
次の金額が納付すべき住民税の額から控除されます。
{寄付金額（年間所得の30%を限度とする額）- 2千円}×10%

● 法人の寄付

株式会社などの法人の場合は寄付される金額については「全額損金」扱いとされます。

詳しくは中央共同募金会HPをご覧ください。
https://www.akaihane.or.jp

募金の方法

①お店で
「募金百貨店プロジェクト」：協力店で野菜などの商品を購入することで、一部が寄付になります。

②ご家庭・職場で
自治会や募金運動ボランティアが家庭や会社・商店などに募金を呼びかけます。

③グッズで
会社・福祉施設・官公庁などの職場を通じてプリペイドカードやバッジなどによる募金を呼びかけます。

④学校園で
各学校園を通じて幼稚園・小学校・中学校・高校の児童・生徒の皆さんに募金を呼びかけます。

⑤街頭・募金箱で
駅前やイベントなどで通行人や来場者の皆さんに募金を呼びかけます。また、地域福祉センターや会社の事務所に募金箱を設置して頂き、募金を呼びかけます。

共同募金イベント予定	日　時	場　所
西区健康・福祉フェア&はっぴ～カーニバル	10/6　11:00～15:30	西神中央プレンティ広場
チャリティーダンスパーティー	11/11　11:30～15:30	西神オリエンタルホテル
街頭募金	10/13　13:00～14:00	コープデイズ神戸西店前
	10/20　9:00～12:00	西神南　いぶきの森
	11/18　10:00～12:00	学園都市駅前
	12/16　10:00～12:00	学園都市駅前

社会福祉法人　兵庫県共同募金会　神戸市西区共同募金委員会
事務局：神戸市西区役所内　**078 - 929 - 0001（内線297）**

●玉津分会（区役所内）
●西神中央分会（西神中央出張所内）
●伊川谷分会（伊川谷連絡所内）
●神出分会（神出連絡所内）
●押部谷分会（押部谷連絡所内）
●岩岡分会（岩岡連絡所内）

たすけあい　ひろがる　つながる

赤い羽根共同募金

神戸ウエストン　©2013神戸市西区No.30-002

昔からあるけど、『赤い羽根共同募金』ってなんなの？